

不動産登記法等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界の特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 不動産登記法の一部改正

- 一、土地の筆界の特定は、筆界特定登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて行う。
- 二、筆界調査委員は、筆界の特定に関する知識経験を有する外部専門家のうちから、法務局長が任命し、事件ごとに指定する。
- 三、筆界特定の手続において、対象となる土地の所有権登記名義人等には、意見を述べ、資料を提出する機会が与えられる。

四、筆界特定の手続の記録は、登記所において公開する。

## 第二 司法書士法の一部改正

一、簡易裁判所における訴訟手続について代理することができる司法書士は、自ら代理人として関与して  
いる簡易裁判所における事件の上訴の提起を代理することができる。

二、一の司法書士は、紛争の目的の価額が百四十万円を超えない民事紛争の仲裁手続について代理するこ  
とができる。

三、一の司法書士は、筆界特定の対象となる土地の価額に基づき法務省令で算定する額が百四十万円を超  
えないときは、筆界特定の手続について代理することができる。

## 第三 土地家屋調査士法の一部改正

一、土地家屋調査士は、筆界特定の手続について代理することができる。

二、所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでない  
ことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であつて法務大臣が指定する団体が行うものについ  
て、弁護士との共同受任を条件として、代理することができる。

#### 第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。